機密保持レベル D

退会に関する規定

1. 目的

定款第 14 条による退会及び定款第 15 条による除名に関し、その手続き等について定める。

2. 自発的意思による退会

会員は、所定の様式（運用マニュアル M－12）に従った退会届を提出することにより、いつでも退会できる。

3. 自発的意思以外の事由による退会

(1) 会員が定款 14 条 2 項に記載の事項に該当するときは、退会とすることができる。

(2) 定款 14 条 2 項（5）[注)] に該当する場合は、その旨を本会ホームページに掲載することができる。

4. 除名による退会

会員が定款第 15 条に記載の事項に該当するときは、社員総会において総議決権の 2/3 以上にあたる多数をもって除名することができる。除名が議決された会員には、その旨を通知する。

注）定款第 14 条 2 項（5）

「正会員、賛助会員及び準会員にあっては、会費を納入せず、催促後なお 1 年以上会費を納入しないとき。」

制定：平成 25 年 2 月 27 日

改訂：2023 年 12 月 11 日

改訂：2024 年 12 月 17 日